

※感染症予防のため、会場定員を50%に減らして開催します

第1回「職場におけるハラスメント防止と実務対策」

受講料無料

日時 2020年11月10日(火) 13:30~16:00
場所 福井商工会議所ビル 2階 D会議室
講師 弁護士 小池 麻里子 氏

「改正労働施策総合推進法」が本年6月に施行され、ハラスメントが発生した場合、雇用していることによる使用者責任、防止するための対策を講じていたかの法的責任が問われ、会社として放置したり、適切な処置を行わなかったりした場合、安全配慮義務違反等の法的責任が問われることに。法的な問題点を整理・解説するとともに、実務注意点について解説します。

- 〈主な内容〉 ・パワーハラスメントとして定義された内容の解説
・事業主として取り組まなくてはならない措置の具体的内容
・セクハラ、マタハラに関して求められる防止対策 等

第2回「労働条件の不利益変更の注意点」

日時 2020年11月16日(月) 13:30~16:00
場所 福井商工会議所ビル 2階 D会議室
講師 湯川社会保険労務士事務所 所長 湯川 渉 氏

働き方改革関連法による改正が、自企業の制度改正の契機となり、その際に自企業の制度を時代に合わせて見直そうと考えることも多いと思います。制度の見直しをする場合、一部に労働条件の不利益変更を伴うことが多く、労働条件の不利益変更を円滑に行えるかどうかは、制度改正の重要なポイントです。就業規則の変更による制度改正の留意点について解説します。

- 〈主な内容〉 ・いわゆる「変更の合理性」
・就業規則の変更による労働条件の不利益変更
・賃金・賞与・諸手当、労働時間・休日・休暇関連などの変更のポイント 等

11月2日(月)までにFAXまたはメールでお申し込みください

第1、2回とも1社1名とし、それぞれ定員20名。定員になり次第締め切ります。

申込先 福井県経営者協会 FAX 0776-63-6202 メールアドレス info@fukuikeikyo.jp
TEL 連絡先 0776-63-6201 事務局長 堂山昌弘

~~~~~< 労働法関連セミナー申込書 >~~~~~

申込FAX 0776-63-6202 福井県経営者協会 あて

Table with 3 columns: 会社名, ご担当者, ご連絡先; セミナー名, 受講者名, 所属・役職. Rows include details for the 1st and 2nd seminars.